

## 訪問介護ステーションかなれ運営規程

### （事業の目的）

第1条 日本コミュニティケア株式会社が開設する訪問介護ステーションかなれ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が支給決定を受けた利用者及び障害児（以下「利用者等」という。）に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の従業員は、利用者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業員は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーションかなれ
- (2) 所在地 名古屋市南区松城町2丁目7番地

### （従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

#### （1）管理者

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

#### （2）サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

#### （3）従業員

従業員は、居宅介護等の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日・12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時00分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全域の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護 ② 家事援助 ③ 通院等介助

(2) 重度訪問介護

2 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ① 身体障害者 ② 知的障害者 ③ 精神障害者 ④ 難病等対象者 ⑤ 障害児

(2) 重度訪問介護 ① 肢体不自由者(身体障害者) ② 難病等対象者  
③ 行動障害を有する者(知的障害者・精神障害者)

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の支払を受けるものとする。ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害福祉サービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担による障害福祉サービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村が定める利用者負担額を超えないよう調整した額の支払いを受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5キロメートル未満 300円

(2) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5キロメートル以上 500円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は名古屋市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 事業所は、利用者等に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上を図るため、研修（第 10 条に規定する利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業員は、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容等を含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日本コミュニティーケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。